

子育て支援ホームヘルパー派遣事業

ご出産後、家事が困難な家庭にホームヘルパーを派遣します。
ご出産前の相談もできます。お気軽にお問合せください。

※派遣するヘルパーは、猪名川町シルバー人材センターの会員です。



対象となる人

出産退院後6カ月以内にある母親で、家事が困難であり、同居の親族その他の人から、日中に家事・育児の援助を受けられない人

サービス内容

家事援助：調理、衣類の洗濯または補修、住居掃除または整理整頓、生活必需品の買い物

派遣期間・回数

派遣期間：出産退院後6カ月以内

派遣回数：20回まで

派遣時間：1回あたり2時間以内（利用可能時間は平日9時～17時です）

費用

1回あたり 500円（生活保護世帯は無料）

利用方法

利用を希望する場合は「子育て支援ヘルパー派遣申込書」を提出してください。

ご出産前の申込みも可能です。こども課までお気軽にお問合せください。

（裏面の「子育て支援ホームヘルパー派遣事業 利用の流れ」をご覧ください）

<派遣ヘルパー決定後のご注意！>

※ 派遣日は必ずご在宅いただき、ヘルパーに家事支援のご指示をお願いします。

※ 派遣を急遽キャンセルされたい場合は、前日までの業務時間にシルバー人材センターに必ずご連絡ください。（連絡がなかった場合は派遣費用をお支払いいただきます）

申込み前…
事業の利用相談や申込みはこちら

猪名川町生活部こども課

（業務時間 8:45～17:30）

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11-1

TEL 072-767-7477 / FAX 072-766-8906

E-mail kodomo@town.inagawa.lg.jp

コーディネーター訪問面談後…
利用計画やキャンセル等の連絡はこちら

猪名川町シルバー人材センター

（業務時間 8:45～17:30）

〒666-0233 猪名川町紫合字火燈山 8

TEL 072-766-8686 / FAX 072-766-8800

E-mail homehelper@inagawajc.jp

子育て支援ホームヘルパー派遣事業 利用の流れ



1 利用に関する相談【利用者 ⇒ こども課】

出産退院後6ヵ月以内の家事が困難な家庭で、かつ、昼間に家事を行う人が他にいないときに、子育て支援ホームヘルパーを利用したい方は、サービス内容や利用方法等について猪名川町役場こども課へ相談ください。

ご出産前のご相談も受け付けます。お気軽にお問合せください。

2 利用申込み【利用者 ⇒ こども課】

利用を希望される場合は、『子育て支援ホームヘルパー派遣申込書』『ヘルパー利用計画書』を猪名川町役場こども課へ提出してください。

ご出産前の場合は申込書のみ提出し、ご出産後に利用計画書を提出いただいても結構です。（この場合の提出先もこども課です）

3 派遣承諾【こども課 ⇒ 利用者】

こども課は、利用を希望している人の状況を確認したうえで事業実施の可否を決定し、利用者に『子育て支援ホームヘルパー派遣承諾通知書』を送ります。

4 面談・利用【シルバー人材センター ⇄ 利用者】

①こども課は、利用者からの申込み・利用計画をもとに、本事業を委託している猪名川町シルバー人材センターへ連絡を入れます。

※利用者の情報を、シルバー人材センターおよび派遣ヘルパーに提供します。

②初回利用希望日までに、シルバー人材センターより利用者宅にコーディネーターが訪問し、サービス内容・利用計画等を確認し、派遣ヘルパーの調整をします。

③派遣日にヘルパー（シルバー人材センター会員）が利用者宅を訪問します。

派遣日は必ずご在宅いただき、ヘルパーに家事支援のご指示をお願いします。

《利用計画時の注意事項》

※派遣希望日は、できる限り変更・キャンセルがないように計画してください。

※派遣ヘルパーの調整ができず、ご希望に添えない場合があります。

※派遣希望日の1週間前までに利用計画書をご提出ください。メール・FAXでの提出も可能です。メールの場合は、件名を「ヘルパー派遣（氏名）」としてください。受信を確認でき次第、電話またはメールにて受信確認の連絡をしますが、送信日から翌開庁日中に連絡がなければ、お手数ですがご連絡ください。

利用計画書の提出先

●初回の利用計画…こども課へ

●コーディネーター訪問面談後の利用計画…シルバー人材センターへ

5 利用料の請求・納付【こども課 ⇒ 利用者】

子育て支援ホームヘルパーの派遣業務の終了後、1ヵ月分をまとめて、こども課から請求書（納付書）を送ります。納付書にて利用料を納めていただきます。